

公立大学法人山梨県立大学教職員等職務発明規程

(平成22年4月1日制定 法人第4107号)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則第53条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の教職員が行った特許法（昭和34年法律第121号）第35条第1項に規定する発明（以下「職務発明」という。）の取扱いについて規定し、職務発明を行った教職員（以下「発明者」という。）としての権利を保障することにより、教職員の発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。
- 2 この規程は、学生（教員の指導のもとに研究業務に従事する学生であつて、法人との間で知的財産の取扱いについて公立大学法人山梨県立大学知的財産ポリシーの対象となることに合意している者に限る。大学院生を含む。）に準用する。

(権利の帰属)

- 第2条 職務発明等で理事長が必要と認めるものについては、この規程の定めるところにより、法人が当該職務発明に係る特許を受ける権利又は特許権（以下「特許を受ける権利等」という。）を承継する。

(発明の届出)

- 第3条 教職員は、職務発明をしたときは、職務発明等届出書（様式第1号）に関係書類を添えて、速やかに、学部長、研究科長、専攻科長、地域研究交流センター長又は事務局長（以下「学部長等」という。）を経由して理事長に届け出なければならない。

(特許を受ける権利の承継の決定及び特許出願)

- 第4条 理事長は、前条の規定による届出があつたときは、第10条第1項に規定する公立大学法人山梨県立大学発明委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、当該職務発明について、速やかに、特許を受ける権利を法人が承継するかどうか決定し、決定通知書（様式第2号）により、発明者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により特許を受ける権利を法人が承継すると決定したときは、速やかに特許出願を行うものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により特許出願を行った後に、当該特許を受ける権利の事業化の見込みが乏しいと認められる場合その他経営上の理由により、出願特許手続を続行しないことが適当であると認める場合は、委員会の審議を経て、第1項の承継を取り消し、特許を受ける権利を発明者に返還することができる。この場合には、決定通知書（様式第2号）により、発明者に通知するものとする。

(発明者の特許出願等)

- 第5条 発明者は、理事長が前条第1項の規定により当該職務発明について特許を受ける権利を承継しない旨の通知を受けた後でなければ、特許出願を行ってはならない。ただし、特許出願を行う緊急の必要があるときは、この限りではない。
- 2 発明者は、前項ただし書きの規定により特許出願を行ったときは、直ちに、関係書類の写し等を添えて、個人特許出願等届（様式第3号）により、学部長等を経由して理事長に届け出なければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による届出があつたときは、委員会の審議を経て、速やかに、当該職務発明について特許を受ける権利等を法人が承継するかどうかを決定し、決定通知書により、学部長等を経由して発明者に通知するものとする。
- 4 発明者は、第4条第1項または前項の規定により、当該職務発明について特許を受ける権利等を法人が承継しない旨の通知を受けた後でなければ、当該特許を受ける権利等を第三者に譲渡してはならない。
- 5 理事長は、前2項の規定により、当該職務発明について特許を受ける権利等を法人が承継すると決定したときは、法人は発明者が当該職務発明に係る特許出願に要した出願手数料、旅費等のうち理事長が必要と認める額を負担するものとする。

(実施補償金の支払い)

- 第6条 法人は、職務発明に基づく特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該

特許権に係る発明者に対して、実施補償金（以下「補償金」という。）を支払うものとする。

2 前項の補償金の額は、別に定めるところにより算定した次の各号に掲げる毎年の1月1日から12月31日までの間における収入金額（以下「収入金額」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 100万円以下 収入金額に100分の50を乗じて得た額

(2) 100万円超 次に掲げる額の合計額

ア 50万円

イ 収入金額のうち100万円を超える部分の金額に100分の25を乗じて得た額

(共同発明者に対する補償等)

第7条 前条第1項の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第8条 補償金の支払いを受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職又は卒業した後も、なお存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(異議の申し立て)

第9条 第4条第1項、同条3項又は第5条第3項に規定する通知を受けた発明者は、その内容に異議があるときは、その通知を受けた日から30日以内に、異議申立書（様式第4号）により、学部長等を経由して理事長に異議を申し立てることができる。

2 理事長は、前項の規定により異議の申し立てを受けたときは、次条第1項の委員会の審議を経て、その申し立ての日から60日以内にこれを決定し、当該決定の内容を、学部長等を経由して当該申し立てをした発明者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の規定による決定が当該異議の申し立てに係る事案の内容を変更するものであるときは、前項に規定する通知をした日から30日以内に必要な措置を講ずるものとする。

(発明委員会)

第10条 第4条第1項、同条第3項、第5条第3項及び第9条第2項に掲げる事項を審議するため、発明委員会を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事長

(2) 理事長の指名する理事又は教職員 3名以上

(3) 事務局長

3 委員長は、理事長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員長は、委員会の議長となり、議事を進行する。

6 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

9 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(秘密の保持)

第11条 発明者、委員会の委員、その他当該発明に関係のある者は、発明の内容その他発明に関する情報について、その秘密を守らなければならない。

(実用新案法等への準用)

第12条 この規程は、教職員が行った実用新案法（昭和34年法律第123号）の規定による考案、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠の取扱いに準用する。

(委任)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

所 属

職氏名

印

職務発明等届出書

下記のとおり職務発明をしたので、公立大学法人山梨県立大学教職員等職務発明規程第3条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

区分		1 発明	2 考案	3 意匠の創作
発明等の名称				
発明者等		所 属	職氏名	持分割合
概要	職務とのかかわり			
	職務発明等の内容			

様式第2号（第4条及び第5条関係）

平成 年 月 日

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長

決定通知書

平成 年 月 日付け届出のあった発明について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは公立大学法人山梨県立大学教職員等職務発明規程第9条第1項の規定により通知を受けた日より30日以内に異議の申立を行うことができます。

記

1 発明等の名称：

2 発明の種類：職務発明で $\left(\begin{array}{c} \text{ある} \\ \text{ない} \end{array} \right)$ と認定する。

3 この発明は大学が承継 $\left(\begin{array}{c} \text{する} \\ \text{しない} \end{array} \right)$ ものとする。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

所 属
職氏名

印

個人特許出願等届

- 1 発明等の名称
- 2 出願年月日
- 3 出願番号

上記の発明等については、次の理由により公立大学法人山梨県立大学教職員等職務発明等規程第5条第1項ただし書きの規定に基づき発明者等名義で特許出願等を行いましたので、同条第2項の規定により関係書類の写し等を添えて届け出ます。

（出願理由）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

所 属

職氏名

印

異議申立書

下記発明等について、平成 年 月 日付けで決定通知書を受領しましたが、別紙理由書記載のとおり異議がありますので公立大学法人山梨県立大学教職員等職務発明規程第9条の規定により異議を申し立てます。

記

発明等の名称：

添 付 書 類：異議申立理由書1通